

報告第 6 号

北海道せき損センター存続等対策特別委員会 中間報告

令和5年12月5日招集の第4回市議会定例会において設置された北海道せき損センター
存続等対策特別委員会の調査の経過について、別紙のとおり同委員長から報告があっ
たので付議する。

令和 7 年 3 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

北海道せき損センター存続等対策特別委員会 中間報告書

本委員会の調査の経過を下記のとおり、会議規則第45条第2項の規定により報告します。

記

- 1 調査事件 北海道せき損センターの存続等について
- 2 調査の経過 別紙のとおり

令和 7 年 3 月 11 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重 様

北海道せき損センター存続等対策特別委員会
委員長 松 山 教 宗

北海道せき損センター存続等対策特別委員会 中間報告

令和 5 年 第 4 回定例会において、14 人の全議員が委員となる「北海道せき損センター存続等対策特別委員会」が設置され、「北海道せき損センターの美唄市存続に向けて、市長部局と連携して行動を行うと共に、必要となる施策や予算措置についての提案・要望を行うこと」を目的に、これまで 7 回にわたり委員会を開催し、調査をしてまいりましたので、これまでの経過について、概要をご報告申し上げます。

まず、令和 5 年 12 月 14 日の第 1 回委員会では、正副委員長の互選を行いました。

次に、令和 6 年 1 月 11 日の第 2 回委員会では、理事者側から令和 5 年 12 月 18 日に北海道せき損センターの存続を求める委員会より、要望書及び 6,027 筆の署名簿が市長宛てに提出されたこと、同年 12 月 19 日に北海道庁に訪問し今後の方向性について打ち合わせを行ったことなど、令和 5 年 12 月 14 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、北海道せき損センターの存続については、美唄市のみならず、空知管内の医療体制に大きく影響するため、美唄市だけで活動するのではなく、医師会や各医療機関も含めて存続に向けて活動する必要があるのではないか、また、道は今後の方向性をどのように考えているのかとの質疑に対し、

今後の活動については、医師会や各医療機関と情報共有、情報収集しながら、一緒に存続に向けて活動ができるよう検討したい、

また、道からは、移転をする際に関しても市民合意が前提であり、市民合意の取れない移転はあり得ないとの見解であったとの答弁がありました。

次に、令和 6 年 3 月 12 日の第 3 回委員会では、理事者側から、令和 6 年 1 月 22 日に北海道庁に訪問し、市及び市議会に提出された北海道せき損センターの存続を求める委員会からの要望書について北海道保健福祉部長に報告を行ったこと、2 月 27 日に市長、副議長、北海道せき損センター存続等対策特別委員会委員長及び市民委員会の 3 者により独立行政法人労働者健康安全機構を訪問し、北海道せき損センター存続を求める委員会からの要望書及び署名簿を理事長に提出するとともに、市からの提案書を提出したことなど、令和 5 年 12 月 20 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、議員活動で得た情報では、北海道せき損センターは全て札幌市に移転する訳ではなく、移転するのはせき損に特化した部分だけで、地域医療に係る部分は美唄市に残るとの話を聞いているため、市民に対し正しい情報が伝わっていないのではないかとこの質疑に対し、

北海道せき損センターや労働者健康安全機構から出されているプランの中では、美唄市に地域医療を残し、せき損医療に特化して病院を分割するような形で札幌市に移転するという記載は一切なく、市民の考え方が誤った方向に導かれていることはないとの答弁がありました。

次に、令和 6 年 6 月 12 日の第 4 回委員会では、理事者側から令和 6 年 4 月 26 日に公益社団法人全国脊髄損傷者連合会の代表理事ほかが来庁され、北海道せき損センターの札幌市内移転について同意を求める要望書が提出されたこと、5 月 22 日に独立行政法人労働者健康安全機構の理事ほかが来庁され、市が提出した提案書に対する回答があったことなど、令和 6 年 3 月 12 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、これまでの経過について、特別委員会では情報共有されているが、市民委員会についても同様に報告されているのか、また、北海道の対応について、これまでの説明の中で見えてこないため、何か動きを見せているのか教えてほしいとの質疑に対し、

市民委員会に対する情報共有については、これまで必要に応じ適時、様々な形でお伝えしている、また、北海道の対応については、労働者健康安全機構と北海道せき損センターとの協議経過を情報共有しており、今後は 3 者による協議に同席していただくことも予定していることから、引き続き連携を図りながら対応していくとの答弁がありました。

次に、令和 6 年 8 月 8 日の第 5 回委員会では、理事者側から令和 6 年 7 月 1 日に独立行政法人労働者健康安全機構の新しく就任された理事長を訪問し、北海道せき損センターの移転について意見交換を行ったこと、7 月 16 日に一般社団法人北海道医師会及び一般社団法人札幌市医師会を訪問し、存続に向けた市の対応経過説明と意見交換を行ったこと、7 月 23 日に市長、議長及び市民委員会の 3 者により厚生労働省を訪問し、厚生労働大臣に「独立行政法人労働者健康安全機構北海道せき損センターの維持・存続を求める要望書」を提出し、存続に向けた市の対応経過の説明と意見交換を行ったことなど、令和 6 年 6 月 12 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、北海道医師会及び札幌市医師会との意見交換ではどのような内容だったのか教えて欲しいとの質疑に対し、

北海道医師会での内容については、地域医療や二次医療圏に関わる問題であることから、今後も情報交換をお願いしたいとのことであり、

札幌市医師会での内容については、せき損センターとは令和 5 年 3 月頃に訪問があり、その際に、二次医療圏を跨いで移動となることから民間企業の圧迫になることがないよう話をしたことや、二次救急について協力を依頼したことなどの情報が提供されたとの答弁がありました。

なお、この委員会において、委員より今後の委員会としての方向性や動きについても考えていきたいとの意見があったことから、現在は理事者側や市民委員会と情報を共有しながら存続に向けて動いているところであり、今後、動きがありましたら意見を出していただき、合意形成を図りながら進めていくこととしました。

次に、令和 6 年 12 月 12 日の第 6 回委員会では、理事者側から、10 月 18 日に独立行政法人労働者健康安全機構理事ほかが来庁され、市長と会談を行い、せき損医療の特性、現状の課題を含め、移転後の将来構想について説明があったことなど、令和 6 年 8 月 8 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、美唄市側から市民に対して、現状がどうなっているのかということ、この委員会の報告も含め周知をする必要があると思っているが、その考えについてとの質疑に対し、

市民に対しての直接的な情報発信などは今までなかったことから、現状や考え方を理解していただくために市ホームページや広報紙メロディーなどにより取組状況を含め情報発信することを検討していくとの答弁がありました。

次に、令和 7 年 1 月 30 日の第 7 回委員会では、理事者側から令和 6 年 12 月 19 日に独立行政法人労働者健康安全機構理事ほかが来庁され、市長と会談を行い、南空知医療圏における地域医療体制確保に向けた支援について提出があったこと、同年 12 月 24 日に市長、議長及び市民委員会の 3 者により厚生労働省を訪問し、新しく就任された厚生労働大臣に「独立行政法人労働者健康安全機構北海道せき損センターの維持・存続を求める要望書」を再度提出し、経過説明と意見交換を行ったことなど、令和 6 年 12 月 12 日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、労働者健康安全機構より美唄市長宛てに協力依頼が来ているが、この内容から美唄市だけの協力ということではなく、関係団体や近隣自治体などとの全体的な協力をしていかなければ前には進まないと考えるが、本市以外に協力依頼は行われているのかとの質疑に対し、

現在、労働者健康安全機構とは事務的にも情報交換等を図っているが、美唄市以外に対して提出されているということは聞いていないとの答弁がありました。

以上が本委員会の活動経過であります。今後は北海道せき損センターから地域医療体制確保に向けた協力依頼があったことから、引き続き、市民に影響が及ぶことがないよう、双方合意ができるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、北海道せき損センター存続等対策特別委員会の中間報告といたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市基金条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知 重

記

1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案否決

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 総務・文教委員会付託

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経 過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案可決

美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の廃止の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 3月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年3月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月11日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

議案第7号

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月12日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市一般会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月12日 ないし 14日、17日 及び 18日
委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市民バス会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市国民健康保険会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市介護保険会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月17日及び18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 3 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 3 月 17 日 及び 18 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市病院事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

1 経 過 3 月 18 日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案可決

令和7年3月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年度美唄市下水道事業会計予算

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経過 3月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

議案 第 34 号

美唄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件

美唄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	松	山	教	宗
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	川	上	美	樹
同	古	賀	崇	之
同	山	上	他	美 夫
同		森	明	人

美唄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

美唄市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

承認第2号

総務・文教委員会所管事務調査の件

総務・文教委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和7年3月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 所管事務に係る行政的視野を広め、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

承認第 3 号

産業・厚生委員会所管事務調査の件

産業・厚生委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和 7 年 3 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 所管事務に係る行政的視野を広め、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

承認第 4 号

議会運営委員会所管事務調査の件

議会運営委員会所管事務調査の実施について同委員長から下記のとおり通知があったので、承認を求める。

令和 7 年 3 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

1. 調査事項 所管事務全般について
2. 目的 円滑な議会運営や、審査の参考に資するため。
3. 方法 (1) 閉会中の所管事務調査
4. 期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

持続可能な学校の実現をめざす意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	海	鉾	則	秀
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	山	上	他 美 夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針 2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかるとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。また、19年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
 - (2) 学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 教職員定数改善を実施すること。
3. 教員のいのちと健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月19日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

意見書案第 2 号

インボイス制度の廃止を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	海	鉾	則	秀
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	山	上	他	美	夫
同	川	上	美	樹	
同	松	山	教	宗	

インボイス制度の廃止を求める意見書

2023 年 10 月に消費税のインボイス制度が導入されたが、新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による事務量の増大などが小規模事業やフリーランスの負担となっています。

日本商工会議所と東京商工会議所が行った中小企業におけるインボイス制度の実態調査においても、免税事業者からインボイス登録した事業者のうち 54.9%が収益で減収したと回答しています。そして、制度導入によりコスト増した事業者が約半数あり、事務負担が増加したのは約 8 割となっています。民間団体「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が行った 7000 人の実態調査報告書では、回答者の 9 割超が「制度の見直しや中止を望む」としています。

全国の 2024 年の休業・解散は 2023 年比で 1 万件の大幅増となり、原材料費やエネルギー価格等の高騰によって、事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうしたもとで、今後、免税事業者がインボイス登録した場合に納税額を売上税額の 2 割に軽減する「2 割特例」も、2026 年 9 月末に終了予定であり、小規模事業者やフリーランスへの負担増が見込まれています。また、この間、消費税増税の一方で大企業の法人税実効税率は 40.87%から 29.74%に引き下げられています。2023 年度の国の歳入決算によれば法人税収 16 兆円に対し、消費税収は 23 兆円にも達しており、税の公平な負担のあり方が根本から問われています。

よって、政府においては、小規模事業者とフリーランスで働く人々の過度な負担となり、事業の継続を危うくしているインボイス制度を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 19 日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣

意見書案 第 3 号

「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	海	鉾	則	秀
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	山	上	他 美 夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書

2020 年、全国で初めて寿都町と神恵内村において「核のごみ(高レベル放射性廃棄物)」最終処分場のための文献調査が開始され、2024 年 11 月に、原子力発電環境整備機構(NUMO)が北海道知事・寿都町長・神恵内村長に報告書を提出しました。

「核のごみ」は高い放射線を出すため、人間の生活環境から 10 万年程度の隔離が必要とされていることから、国は地下 300m より深い地層に埋める地層処分を進めようとしています。しかし、2023 年 10 月に地学の専門家ら有志 300 人余りが「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」と地層処分の抜本的な見直しを求めたとおり、日本列島の地震や火山噴火の多さは世界有数であり、安全性は保障されません。2012 年に日本学術会議も「核のごみ」の処分について、「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と指摘し、地上などでの暫定的な保管を求めています。

北海道への「核のごみ」の持ち込みは、北海道の基幹産業である第一次産業をはじめ、観光業など様々な産業に甚大な影響を及ぼす危険性があります。そして、一度、事故がおきれば、北海道全体において、次の世代にまで被害をもたらしかねないものです。

すでに、北海道は 2000 年に道民の総意によって「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例(核抜き条例)」を定め、「核のごみ」の持ち込みを「受け入れ難い」と表明しています。また、道内の自治体では放射性物質を持ち込ませない条例を独自に定めているところもあります。このような北海道に「核のごみ」を持ち込むことは許されません。

よって、北海道においては、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道での「核のごみ」最終処分場の概要調査に進むことがないように、国からの意向調査に対して反対することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 19 日

北海道美唄市議会

提出先 北海道知事

意見書案第 4 号

水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び生産資材・
ガソリン価格高騰に対する意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	山	上	他	美	夫
同	川	上	美	樹	
同	松	山	教	宗	

水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び 生産資材・ガソリン価格高騰に対する意見書

我が国の水田・畑作農業は、主食である米の安定供給など食料安全保障の役割を果たしているほか、国土・環境の保全など多面的機能を発揮しており、国民の経済・社会の安定と発展に大きく寄与しています。北海道においては水田農業を専門的に行い、最先端技術の導入や多収性品種への取組みなど、稲作・畑作経営の安定化を図り、地域の発展に大きく貢献してきました。

一方、日本農業は、少子・高齢化に伴い農業就業人口が著しく減少の一途を辿っています。そのことは、農業の未来そのものに影響を及ぼすだけではなく、国民の命の源である食料と健康の維持に不可欠な国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や地域経済の衰退を招いております。

そのような中、農業をめぐるのは 1 月 31 日に農林水産大臣が突如「5 年の水張り要件」を、令和 9 年度以降から求めないと発表しました。しかし、見直しの方向性については、現段階では不透明です。

また、コメの価格高騰を受け、3 月にはコメの流通円滑化を目的とした初めての政府備蓄米の放出を行います。しかしながら、生産現場では国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しているところであり、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず不満の声が上がっています。

さらに、燃油の高騰により生産資材・ガソリン価格が一向に下がらず、本年もまた厳しい経営状況となっています。なお、ガソリンに課せられている税はガソリン税だけではなく、石油石炭税と暫定税率がかかっています。

ついては、次期基本計画など今後の農政の推進に当たっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう下記の事項を要望致します。

記

1. 水田活用の直接支払交付金の見直し対策

今後の農政の推進に当たっては、次期改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化また、2027 年以降の水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

2. 生産資材安定確保、燃油等価格高騰対策の強化と制度見直し

ガソリンに課せられている税はガソリン税だけではなく、それ以外にも石油石炭税と暫定税率がかかっています。さらに消費税（10%）が加算され、ガソリンスタンドで表示される価格の 5 割前後は税金として支払っている状況であり、いわゆる二重課税に近い状態となっていることから、対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 19 日

北海道美唄市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣